

障害者総合支援制度

富士見市地域生活支援事業のしおり



富士見市

目 次

富士見市地域生活支援事業	2
利用者負担.....	2
利用者負担の上限月額.....	2
上 限 管 理.....	2
●移動支援事業.....	3
●地域活動支援センター機能強化事業.....	3
●日中一時支援事業.....	4
●日常生活用具給付等事業.....	5
●訪問入浴サービス事業.....	7
●相談支援事業.....	8
富士見市日中一時支援事業所一覧.....	10
富士見市地域活動支援センター機能強化事業所.....	10

富士見市地域生活支援事業

地域の特性や利用者の状況に応じて、柔軟に行うため地域生活支援事業が市の事業として行われています。

富士見市地域生活支援事業

●移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行います。

●地域活動支援センター

創作的活動や生産活動の機会を提供、機能訓練、社会適応訓練、入浴サービス等支援します。

●日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適用するための日常的な訓練や送迎サービスの支援を行います。

●日常生活用具給付等事業

重度障がい者等に対し、自立支援用具などの日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図ります。

●相談支援事業

障がい者からの相談に応じ在宅生活や障がい福祉サービスの利用に必要な情報を提供します。

●コミュニケーション支援事業

聴覚障がい者等のため意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者の派遣などを行います。

利用者負担

利用者の負担については、原則としてサービス費用の10%を負担していただき、障がいのある方も制度を支える一員として利用者負担をお願いしています。非課税世帯の方のサービス利用料は無料ですが、支給限度を越えて、サービスを利用する場合は利用者負担がかかります。

利用者負担の上限月額

世帯の課税状況に応じて、利用者ごとに利用者負担上限月額を設定します。

利用者負担を算定する際の世帯の範囲

18歳以上の障がい者	本人とその配偶者
18歳未満の障がい児	保護者の属する住民基本台帳での世帯

所得階層による上限月額

生活保護	0円	生活保護世帯
市町村民税非課税世帯	0円	市町村民税非課税世帯
一般	37,200円	市町村民税課税世帯

上限管理

地域生活支援事業の移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業、日中一時支援事業を併せて上限管理を行ない、利用者負担の上限月額を超えないようにしています。

●移動支援事業

○事業の内容

障がい者等の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出をサポートします。

(原則として1日の範囲で用務を終えるものに限りです。)

通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除きます。

○対象者 ①身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者

②身障・療育手帳を所持している児童、又はそれと同等の状態にある児童

○支給限度 原則1月当たり30時間まで。原則の時間数を超過してサービスを利用したい方は担当とご相談ください。

○利用者負担 一般世帯の方は下記の利用者負担額表のとおりです。非課税世帯の方のサービス利用料は原則無料ですが、1月当たり30時間を越えてサービスを利用する場合は、下記金額の2分の1が利用者負担になります。

利用者負担額表 (一般世帯の方)

	30分未満	～60分	～90分	1.5時間以降6時間まで 30分毎に	6時間以降 30分毎に
身体介護有	200円	400円	600円	100円	70円
身体介護無	100円	200円	300円	90円	60円

●地域活動支援センター機能強化事業

①事業の内容

地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、創作的活動又は生産活動の機会や機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを提供するものです。

○対象者 身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者

利用者負担額表 (一般世帯の方) 非課税世帯の方及び生活保護世帯の方のサービス利用料は無料です。

	4時間未満	4時間以上
単価区分1	750円	1,250円
単価区分2	700円	1,200円
単価区分3	650円	1,100円
医療的ケア区分	2,570円	

- ※ 区分1・・・入浴、排泄、食事及び移動の動作のうち全面的に介助を行う必要があると認められる動作が3つ以上ある者若しくは著しい行動障がいをもつ者又はこれに準ずる者
- ※ 区分2・・・入浴、排泄、食事及び移動の動作のうち部分的に介助を行う必要がある動作が3つ以上ある者若しくは行動障がいをもつ者又はこれに準ずる者
- ※ 区分3・・・前2号に掲げる者以外の者
- ※ 医療的ケア 常時医師・その他の医療関係者による医療的行為を必要とするもの

② 送迎、入浴又は給食の利用者負担額表（利用者全員が負担対象）

入浴（1回につき）	注1	50円
食事（1回につき）	注1	42円
送迎 片道		100円
個別送迎 片道	注2	150円

注1 入浴に関する光熱水費や食事の食材料費は別途実費負担がかかります。

注2 不穏行動等があり、個別送迎を要する者

●日中一時支援事業

○事業の内容

障がい者福祉サービス事業所、障がい者支援施設等において、障がい者に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練等を行ないます。

○対象者 障がい程度区分認定を受けた身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者。介護給付認定を受けた障がい児、若しくはそれらと同等の状態の障がい児。

○支給単位・限度

①支給単位は1日単位ですが、利用に際しては半日単位での利用が可能です。

原則として1人の障がい児・者に対し1ヶ月7日が利用限度となります。

②介護者・保護者の疾病、学校の長期休暇など、特別の事情がある場合はご相談ください。

○利用者負担 一般世帯の方は下記の利用者負担額表のとおりです。市町村民税非課税世帯の方のサービス利用料は無料ですが、月7日を越えてサービスを利用する場合は、下記金額の2分の1が利用者負担になります。食事については、実費負担とします。ただし、市町村民税非課税世帯、生活保護世帯の方は700円を限度に助成します。

利用者負担額表（一般世帯の方）

		4時間未満	4時間以上	片道送迎
障害児	障害程度区分1・2	200円	400円	50円
	障害程度区分3	300円	600円	50円
	重度区分（※）	600円	1,200円	50円
障害者	障害程度区分1・2・3	200円	400円	50円
	障害程度区分4・5・6	300円	600円	50円
	重度心身施設区分（※）	600円	1,200円	50円

※ 重度区分は身体障がい者手帳1級であり、かつ療育手帳が○A又はAを所持し、特別な配慮（医学的配慮）を要すると認められる者が重症心身障がい児施設又は療養介護施設等の日中一時支援サービスを利用する場合に限り、重度区分の対象となります。

●日常生活用具給付等事業

○事業の内容

重度障がい者等に対して自立生活支援用具などを給付します。

対 象 者 身障手帳・療育手帳所持者で別表1・別表2参照

利用限度 原則として基準額の範囲内となります。なお再給付の場合は耐用年数が基準となります。住宅改修については、1人1回。

利用者負担 一般世帯の方は原則1割負担。市町村民税非課税世帯の方及び生活保護世帯の方は原則無料です。各用具につき基準額が決まっており、基準額を超えた部分の金額は全額自己負担になります。

利用者負担の上限月額

世帯の課税状況や本人の収入額等に応じて、利用者ごとに利用者負担上限月額を設定します。

利用者負担を算定する際の世帯の範囲

18歳以上の障害者	本人とその配偶者
18歳未満の障害児	保護者の属する住民基本台帳での世帯

所得階層による上限月額

生活保護	0円	生活保護世帯
非課税世帯	0円	市町村民税非課税世帯
一 般	37,200円	市町村民税課税世帯

別表 1

種 目	※1 対象障害	品 目	区分	者	児	※2 介護	耐用年 数(年)	
①介護・訓練 支援用具	肢体	特殊寝台	給 (給付)	○	—	○	8	
	肢体	特殊マット	給	○	○	○	5	
	肢体	特殊尿器	給	○	○	○	5	
	肢体	入浴担架	給	○	○	—	5	
	肢体	体位変換器	給	○	○	○	5	
	肢体	移動用リフト	給	○	○	○	4	
	肢体	訓練いす	給	—	○	—	5	
	肢体	訓練用ベッド	給	—	○	—	8	
②自立生活 支援用具	肢体	入浴補助用具	給	○	○	○	8	
	肢体	便器(手すり取付け可)	給	○	○	○	8	
	その他	頭部保護帽	給	○	○	—	3	
	肢体	T字状・棒状のつえ	給	○	○	—	3	
	肢体	移動・移乗支援用具(旧・歩行支援用具)	給	○	○	○	8	
	肢体	特殊便器	給	○	○	—	8	
	その他	火災警報器	給	○	○	—	8	
	その他	自動消火器	給	○	○	—	8	
	視覚	電磁調理器	給	○	○	—	6	
	視覚	歩行時間延長信号機用小型送信機	給	○	○	—	10	
	聴覚	聴覚障害者用屋内信号装置	給	○	—	—	10	
③在宅療養 等支援用具	内部	透析液加温器	給	○	○	—	5	
	内部	ネブライザー	給	○	○	—	5	
	内部	電気式たん吸引器	給	○	○	—	5	
	内部	酸素ボンベ運搬車	給	○	—	—	10	
	視覚	盲人用体温計(音声式)	給	○	○	—	5	
	視覚	盲人用体重計	給	○	—	—	5	
④情報・意思疎 通支援用具	音・言、肢体	携帯用会話補助装置	給	○	○	—	5	
	肢体、視覚	情報・通信支援用具	給	○	—	—	—	
	視覚+聴覚	点字ディスプレイ	給	○	—	—	6	
	視覚	点字器	給	○	○	—	標準型:7 携帯用:5	
	視覚	点字タイプライター	給	○	○	—	5	
	視覚	視覚障害者用 ポータブルレコーダー	録音再生機	給	○	○	—	6
			再生専用機	給	○	○	—	6
	視覚	視覚障害者用活字文書読上げ装置	給	○	○	—	6	

別表 2

種 目	※1 対象障害	品 目	区分	者	児	※2 介護	耐用年 数(年)	
④情報・意思疎 通支援用具	視覚	視覚障害者用拡大読書器	給	○	○	—	8	
	視覚	盲人用時計	触読時計	給	○	—	—	10
			音声時計	給	○	—	—	10
	聴覚、発声・ 発語	聴覚障害者用通信装置		給	○	○	—	5
	聴覚	聴覚障害者用情報受信装置		給	○	○	—	6
	視覚	情報・通信支援用具		給	○	—	—	
	その他	人工喉頭		給	○	○	—	笛式: 4 電動式: 5
	その他	福祉電話		貸与	○	—	—	—
	聴覚、音・言	ファックス		貸与	○	—	—	—
視覚	視覚障害者用ワードプロセッサ		共同 利用	○	○	—	—	
視覚	点字図書(本を点字にする費用を給付) ※3		給	○	○	—	—	
⑤排泄管理 支援用具	肢体	ストマ装具(ストマ用品、洗腸用具)、紙おむつ等(紙おむ つ、サラン・ガーゼ等衛生用品)		給	○	○	—	—
	肢体	収尿器		給	○	○	—	—
⑥住宅改修費	肢体	居宅生活動作補助用具(住宅改修)		給	○	○	○	—

※1 対象障がいとは、「肢体」「視覚」等の対象区分の目安を示したものです。

具体的な対象要件については、障がい福祉課にお問い合わせください。

※2 介護に該当する場合、原則として介護保険による給付が優先されます。

※3 点字図書は、本の価格を自己負担していただき、本を点字化する費用のみを給付するものです。

●訪問入浴サービス事業

○事業内容

介護保険制度等での入浴サービスが利用できず、本事業の利用を図らなければ、入浴が困難な身体障がい児・者に対し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。当該サービスの利用には利用料がかかります。

○対象者

- 身体障がい者手帳の交付を受けた方
- 児童福祉法に規定する障害児の方

上記対象者で本事業の利用を図らなければ入浴が困難な方を対象としています。

○利用限度

入浴の方法は、移動入浴車による巡回入浴とし、入浴の回数は、利用者1人につき週1回で月に4回を限度とする。

(窓口) 障害福祉課

●相談支援事業

○事業の内容

目 的 障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようになります。

事業内容 専門的な相談支援等を要する困難ケースへの対応
相談支援業者等に対する専門的な指導、助言等

利用者負担 なし

問い合わせ 障がい福祉課 障がい者支援係 049-251-2711

入間東部障がい者相談支援センター 049-274-3472

●コミュニケーション支援事業

○事業の内容

手話通訳者派遣事業・要約筆記奉仕員派遣事業

聴覚・音声及び言語機能に障がいのある方の円滑なコミュニケーションを支援し、社会参加を促進するため手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣します。

対 象 者 市内に居住する聴覚障がい者

市内に事業所又は事業所を有する法人その他の団体で聴覚障がい者等を対象とした事業を実施するもの（ただし営利を目的としたものは除く）

派遣要件 手話通訳 ①日常生活上必要と認められるとき

②福祉の増進を目的とする事業を実施するとき

③社会参加の促進に資すると認められるとき

要約筆記 ①生命維持及び健康の増進に関する場合

②財産・労働等権利義務に関する場合

③官公庁、裁判所、警察、公共職業安定所、学校等公的機関と連絡調整を図る場合

④社会参加を促進する学習活動等に関する場合

⑤冠婚葬祭等地域生活及び家庭生活に関する場合

利用者負担 なし

利用申込 手話通訳 富士見市社会福祉協議会 FAX 049-252-0111

要約筆記 埼玉聴覚障害者情報センター FAX 048-814-3352

富士見市移動支援事業所

平成22年3月現在

No.	事業所名	所在地	電話番号	FAX
1	ニチイケアセンター みずほ台	富士見市西みずほ台2-13 -7ベアーマンションB館1階	049- 268-6310	049- 252-1450
2	ニチイケアセンター 富士見	富士見市鶴瀬西2-12 -38	049- 268-5260	049 268-5262
3	あざみ野在宅介護サービス	富士見市勝瀬1465 ドレイクふじみ野303	049- 261-6971	049- 261-6972
4	(株)ケア・ツーフォー	富士見市勝瀬3449-1 メローウインドふじみ野2F	049- 267-0124	049- 267-0164
5	NPO法人 グループみずほ	富士見市西みずほ台3-3- 11 ハイツムみずほ台104	049- 268-5333	049- 268-5366
6	ハッピー朝霞北・ ヘルパーステーション	新座市東北2-24-37 浜田貸店舗1F	048- 474-9301	048- 474-9302
7	(福)法人青い鳥里福祉会 あおとりケアセンター	東松山市本町2-6-2	0493- 25-1722	0493- 25-1722
8	NPO 法人 あおい糸	富士見市羽沢2-5-48 ケアメゾンUD100号	049- 293-1910	049- 293-1911
9	NPO法人障害者自立生活 センター二人三脚	ふじみ野市 鶴ヶ舞2-6-21	049- 264-0990	049- 264-6110
10	サポートハウス みんなのて	富士見市鶴瀬西3-12-2 6 ルミエール7号室	049- 255-7680	049- 268-5866
11	訪問介護センター えぶりわん	富士見市上沢3-14-8	049- 275-3655	049- 252-1068
12	ニチイケアセンター鶴瀬	富士見市鶴馬1-26-7	049- 268-0181	049- 268-0171
13	NPO法人きらきら星	富士見市勝瀬1465ドレイ ク ふじみ野503	049- 293-1934	049- 293-1934
14	志木ガイドヘルプあいの会 ヘルパーステーション	志木市柏町1-18-20 佐藤方	048- 477-4837	048- 477-4837
15	すまいる・ランド	ふじみ野市上福岡3-11- 3	049- 264-7734	049- 264-7898
16	子育て支援センター たんぽぽ	ふじみ野市大井中央1-9- 22	049- 262-7321	
17	介護ステーション こころ	三芳町みよし台7-1	049- 258-7133	049- 258-7144
18	社会福祉法人親愛会 ハローしんあい	川越市旭町3-21-10	049- 256-9535	

19	居宅介護支援事業所 まごころ	さいたま市桜区道場 3-4-7	049-795-9395	049-795-9396
20				

富士見市日中一時支援事業所一覧

No.	事業所名	所在地	電話番号	FAX
1	入間東部福祉会 おおい作業所	ふじみ野市大井武蔵野1558-1	049-265-0078	049-265-1213
2	社会福祉法人めぐみ会 かしの木ケアセンター	三芳町北永井381-3	049-258-0515	049-258-0989
3	社会福祉法人ゆいの里福祉会 ゆいの里	富士見市みどり野1-1	049-268-6680	049-268-6681
4	サポートハウス みんなのて	富士見市鶴瀬西3-12-26 ルミエール7号室	049-255-7680	049-268-5866
5	入間東部福祉会 ふじの木作業所	富士見市東大久保3655	049-254-0683	049-254-0683
6	入間東部福祉会 むさしの作業所	富士見市上南畑3262-1	049-252-5270	049-252-5279
7	入間東部福祉会 入間東部みよしの里	三芳町上富322-2	049-258-8130	049-258-8095
8	知的障害児施設 嵐山郷	比企郡嵐山町古里1848	0493-62-6221	0493-62-8944
9	障害者支援施設 嵐山郷	比企郡嵐山町古里1848	0493-62-6221	0493-62-8944
10	重症心身障害児施設 嵐山郷	比企郡嵐山町古里1848	0493-62-6221	0493-62-8944

富士見市地域活動支援センター機能強化事業所

No.	事業所名	所在地	電話番号	FAX
1	かしの木ケアセンター	三芳町北永井381-3	049-258-0515	

訪問入浴サービス事業所

No.	事業所名	所在地	電話番号	FAX
1	ふれあい広場 入浴サービスりぼん	新座市東北2-29-12	048- 471-1675	
2	アースサポート志木	志木市柏町4-5-1	利用の相談は、ア ースサポート(株)・ アースサポート北 浦和 TEL 048-834-8511 (さいたま市中央区新中里1 -3-3)	



富士見市地域生活支援事業しおり 2015
富士見市役所 障がい福祉課